

平成 21 年度指定介護予防支援事業所指導・監査の実施結果について

介護保険課

1 指導概要

指導方法:介護保険法第 23 条¹又は第 115 条の 27²に基づき、全 44 事業所に指導を実施

・面接指導:21 事業所

・実地指導(または営利法人監査³):23 事業所 (うち営利法人監査 3 事業所)

期 間:平成 21 年 9 月 28 日～11 月 18 日(うち 27 日間)

2 指導項目

- ・面接指導においては、ケアマネジメントに係る自己評価表や介護予防サービス計画等を事前提出してもらい、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況についてヒアリングを行った。
- ・実地指導においては、上記に加え、運営規程や掲示物等の現地確認、委託している介護予防サービス計画等の抽出を行い、運営基準全般の遵守状況について確認した。

指 導 項 目		面接	実地
1 人員に関する基準	人員基準が遵守されているか		
2 運営に関する基準	運営規程は変更部分が訂正されているか		
	必要な掲示はされているか		
	業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か		
	サービス事業者を公平中立に選定しているか		
3 介護予防ケアマネジメントの実施状況	ケアマネジメント業務を適切に実施しているか		
	委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を適切に実施させているか		
4 介護報酬の算定	適正に給付管理されているか		
	介護報酬を適正に算定しているか		

3 指導状況

- ・介護予防サービス計画の作成に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の状態に応じた具体的な目標を設定することが求められているが、そのような目標指向型の介護予防サービス計画が各センターにおいて定着してきていることが確認できた。
- ・また、介護予防支援の開始当初は医療機関との連携に難しさがあるとの話も聞かれたが、「地域包括支援センター」の活動が認められるようになり、医療との連携による総合的な支援がスムーズに行われるようになってきている状況が確認された。
- ・運営基準上求められているケアマネジメント業務に係る一連の手続きについては、各事業所にお

いて、3ヶ月に1回の居宅訪問ができていない月があるなどの「漏れ」のある事例は見受けられたが、ほとんどの事例について概ね適切に行われている。

- ・指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるが、委託した事業所においてモニタリング等が適切に実施されていないなどの事例が見受けられた。
- ・介護報酬の算定状況については、概ね適正に行われているが、一部算定誤りが確認された。
- ・運営規程に人員の変更等が反映されていない、必要な掲示物が掲示されていない等の状況が一部に見受けられた。人員基準、個人情報の取扱いについては、問題は見受けられなかった。
- ・サービス事業所の選定に当たっては、地域的な理由等により、同一法人が運営しているサービス事業所の利用割合が高い事業所が数か所見受けられたが、概ね中立性及び公平性は確保されていた。

4 今後の対応

全ての事業所に対して指導結果を通知し、指摘事項については改善計画(報告)を提出させ、業務の改善を図る。

5 意見・要望

調査時に介護予防支援業務等について意見・要望を求めたところ、主なものとして以下のようなものが寄せられた。

- ・介護予防支援の報酬が業務量に比べて低い。
- ・担当地域が広く移動に時間がかかるため、移動経費に係る地域加算が欲しい。

【参 考】

*1 介護保険法第23条(文書の提出等)

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。))をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行なう者又はこれらの者であった者(第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

*2 介護保険法第115条の27(報告等)

市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

*3 営利法人監査< 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査 >

「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)の「医療・介護サービスの質的向上・効率化プログラム」を受け、介護サービス事業者への法令遵守の徹底を目的として、平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社)の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施する。